



カロリーアンサー通信

株式会社ジョイ・ワールド・パシフィック営業本部

〒036-0162 青森県平川市館山前田 85-2

TEL 0172-44-8133 FAX 0172-44-8559

営業部 岩淵



経済産業省 産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制について

日頃からカロリーアンサーの導入を検討頂いている皆様に朗報です！！

カロリーアンサーの購入を検討しているが、「金額が金額だけに！！」と足踏みされている方に、経済産業省の「産業競争力強化法」を利用して設備導入を検討してみてもはいかがでしょうか。

「カロリーアンサー」が「生産性向上設備投資促進税制最先端設備」として登録されましたので、導入後以下の税制措置をご利用頂く事が出来るようになりました。税制措置には即時償却または税額控除5%の税制措置を選択し受ける事が出来るのです。この事によって、いま迷っている皆様方には非常に有効な制度となっておりますので、設備投資をするチャンスです御検討と御決断をお待ちしております。

● 税制措置の内容について

○産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで

: 即時償却と税額控除※(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択制

○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

: 特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除※(4%。ただし、建物構築物は25%)の選択制

※税額控除5%とは、対象設備の取得価額の5%相当額を当期に支払う法人税等から控除する(差し引く)ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税等の20%。



産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

利用できる方 青色申告をしている法人・個人事業主

□ 対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 **簡素な手続(事業者の申請不要)**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 **投資計画の申請が必要**

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア

弊社にて先端設備に係る仕様書等証明書を発行致します、税務署手続きは、お客様申請が必要となります